[事案 24-194] 年金受取方法変更請求

- ·平成25年6月26日 裁定終了
- ※本事案の申立人は「事案 23-239]の申立人と同一人である。

<事案の概要>

年金一括受取手続に際し、「ドル」での受取りを希望していたにもかかわらず、担当者に「円」での受取りを誘導されて、円払いで振込完了となってしまったことを理由に、ドル払いへの変更を求める申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成17年12月に契約した米国通貨建個人年金保険11本に関し、満期が到来(平成23年12月が約定支払日)したため、平成24年11月に「ドル」での受取りを希望し、年金一括受取手続をしたが、担当者に「円」での受取りを誘導されて円払の請求になってしまった(円払いで振込完了)。よって、当初の予定どおり、ドル払いの請求に変更してほしい。なお、年金請求手続にあたり、参考資料として、約定支払日の為替レート、年金と一括払いの金額を円払いとドル払いの場合でどれだけもらえるのか計算書を出してほしいと求めていたにもかかわらず、円払いでの受取年金額一覧表しかもらえなかったことにも納得がいかない。

<保険会社の主張>

下記のとおり、担当者が円での受取りを誘導した事実はないことから、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)年金請求手続時、担当者はドルと円どちらでも受取りが可能なことを説明している。
- (2)保険会社が円での受取りの誘導を行わなければならない理由は全く見当らず、申立人が自身の判断により円での一括受取を希望し、請求手続書類に記入・署名・捺印している。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立人の請求を、要素の錯誤(民法95条本文)にもとづき、円払いによる年金請求の無効を主張するものと解し、当事者から提出された申立書、答弁書等および申立人、担当者の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、下記のとおり申立内容は認められないことから、指定(外国)生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第37条にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

- (1) そもそも、本契約の年金支払開始日は平成23年12月であり、申立人は同日までに円支払特約の付加を申し出ていないことから、保険契約上、申立人には、円払いによる年金請求をする権利は存在しなかった。しかし、本契約が過去にトラブルとなっていた経緯も踏まえ、担当者は、申立人が円払いを希望するのであれば円払いによる年金請求にも応じることにして、平成24年12月に年金一括受取手続きのため、申立人の自宅を訪問した。つまり、担当者には、あえて申立人に円払いによる年金請求をさせるように「誘導」する必要性は全く存在しない。そもそも、保険会社の立場に立てば、円払いでもドル払いでもどちらでもよい事柄であり、その意味でも、担当者には、あえて円払いによる年金請求をするように「誘導」する必要性は全く存在しない。
- (2)申立人の自署捺印のある年金請求書には、「希望される通貨種類(円払いもしくはドル払い) により、受取口座をご指定ください」との文言が記載され、その下には、「通貨種類」として「円払い」または「ドル払い」を選択し、「受取口座」を指定するようになっている。そ

して、申立人自身が、合計11枚の年金請求書全てに記入、自署・捺印している。

- (3) 申立人は、事情聴取において、平成24年11月に、担当者に対し、ドルでの受取りをしたいと申し出たと述べていながら、他方で、同時に、約定支払日の為替レート、年金と一括払いの金額を円払いとドル払いの場合でどれだけもらえるのか計算書を出してほしいと求めたとも述べている。しかし、申立人が本当にドル払いで年金請求をすることを決めていたのであれば、そのような計算書は不要であって、供述内容に矛盾が見られる。
- (4) 申立人は、過去の裁定申立が認められなかった経験があるため、契約関係書類に記入し、 自署捺印することの重要性については十分に認識していたはずであり、今回の年金請求書 の作成に関してもその重要性を十分に認識していたものと考えられる。
- (5)上記の事実より、担当者による円払いへの誘導があったと認めることはできず、年金請求に際して、申立人に錯誤が存在していたとは認められない。